

## 総合事業 Q & A

	質問内容	回答
1	事業対象者	<p>事業対象者の要件は、どのような内容になりますか。</p> <p>利用者が要介護認定の結果が非該当又は、要介護認定の更新をせずに、総合事業のサービスのみの利用を希望する方が、基本チェックリストに該当した方になります。</p>
2	第2号被保険者	<p>第2号被保険者については、基本チェックリストの実施・判定で事業対象者として総合事業のサービスを利用できますか。</p> <p>基本チェックリストは、65歳以上を対象に実施します。 第2号被保険者は基本チェックリストの判定により事業対象者として総合事業のサービスを利用することができません。</p> <p>※第2号被保険者は、事業対象者として総合事業のサービスを利用することはできませんが、従来と同様に特定疾患に起因して介護が必要となった場合は、要介護認定の申請を行って、要支援認定を受ければ総合事業の利用が可能になります。</p>
3	指定事業所の指定	<p>A市に所在するサービス事業所が、保険者が旭川市の利用者に対して総合事業のサービスを提供する場合は、指定の申請が必要になりますか？</p> <p>※住所地特例は除く。</p> <p>A市の事業所は、旭川市に指定の申請が必要になります。 (連絡先) 旭川市福祉保険部指導監査課 電話0166-25-9849 また、他市町村に住民票がある方が、旭川市で他市町村の総合事業のサービスを利用する場合は、サービス提供事業所が住民票のある市町村(保険者)の指定事業所である必要があります。</p>
4	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント	<p>B市に住民票を残したままで、旭川市の親族の自宅で生活している。旭川市で総合事業を利用する場合、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施は、B市と旭川市のどちらになりますか。</p> <p>B市になります。 また、B市から旭川市内の居宅介護支援事業所に、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務を委託することができます。 なお、B市の指定を受けた上で、サービスコード及びサービス単価(単位数)についても、B市のものを使用することになります。</p>
5	居宅サービス計画等作成依頼(変更)届出書	<p>居宅サービス計画等作成依頼(変更)届出書の様式は、保険者の様式を使用することでよろしいか。</p> <p>お見込みのとおりです。</p>
6	日割り	<p>月途中で、要介護度が要支援1から要支援2に変更となった場合、加算単位に日割りがないものについては、どのように請求すると良いですか。</p> <p>加算単位に日割がなく、加算単位が月額包括報酬のものは、変更後の要支援2で算定できます。</p>
7	日割り	<p>訪問型サービス又は通所型サービスを提供する事業所が、ゴールデンウィーク中に事業所の運営規程の営業日を、事業所の都合で急遽休みになりました。この場合に、影響を受けた利用予定者のみ日割りとなるりますか。</p> <p>休業の場合については、事業所指定効力停止の開始・解除に準じた取り扱いとして日割りで算定します。このことから、事業所の休業については、利用者への影響の有無にかかわらず、登録者全員が日割りで算定する対象となります。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症により、事業所を休業した場合については、例外として、影響があった利用者(利用者に影響がないように、近く代替日を設けた場合を除きます。)のみ日割りで算定します。</p>

8	日割り	介護予防ケアマネジメント費は、日割り算定ができますか。	日割りで算定できません。
9	算定	日割り計算用コードがない加算及び減算は、どのように算定を行いますか。	日割りは行わず、月額（定額）の算定となります。 また、月の途中で、サービス事業所を変更する場合、変更後の事業所のみ、月額（定額）の算定で加算及び減算を可能とします。 なお、月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とします。 （例） 通所型サービスの利用者が月の途中でA事業所からB事業所に変更した場合で、ともに運動器の機能向上のためのプログラムを提供した場合、変更後の事業所のみ運動機能向上加算225単位を月額で算定し、変更前の事業所は算定できません。
10	算定（生保）	介護サービスを利用している生活保護受給者が月の途中で、生保単独から生保併用への変更がある場合（65歳に達して、介護保険被保険者資格を取得した場合）のケアマネジメント費は日割になりますか。	月途中で、生保単独から生保併用への変更がある場合は、それぞれにおいて月額包括報酬を算定することが可能になります。
11	算定	利用者の身体状況や生活環境等に変更があったため、月途中ではあったが一連の流れを行って、週1回程度から週2回程度に訪問型サービスの回数を変更して、サービスを提供したい。 当該月の請求は、それぞれの期間における日割りとして構わないか。	サービス回数の変更は、日割の事由に該当しません。 当該月の算定は、この利用者が当初予定しているケアプラン月の初回サービス利用の週1回程度で算定することになります。 また、翌月の初回サービス利用よりも前に、一連の流れを行っていただければ、翌月からは月額包括報酬での算定が可能になります。  ※月途中で、回数の増減（プランの変更を含め）があったとしても、算定は当初プラン上に位置付けられた月額包括報酬で算定します。
12	算定	週1回程度訪問型サービスを利用している要支援1の利用者が左下肢を骨折したため、急遽、週1回程度から週2回程度に訪問型サービスの利用回数を増やすことになりました。 この利用者が当初予定していたケアプランの月の初回サービス利用よりも前に、一連の流れを行った場合は、週2回程度で算定しても構わないか。	「月のあたま（初回）のケアプラン」や「当初予定しているケアプラン」の起算日については、該当月の1日ではなく、初回サービス利用のことを指しているため、初回サービス利用よりも前に、一連の流れを行っていただければ、週2回程度で算定して構いません。
13	算定	月途中で、旭川市からC市に転居になった利用者の介護予防ケアマネジメント費の請求は、それぞれに請求することになることでよろしいか。	お見込みのとおりです。 住民票の移動があり、保険者が変更となった場合は、旭川市での利用分は旭川市に、C市での利用分はC市に、それぞれ請求することになります。 なお、ケアマネジメント費には日割りでの算定がないため、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能としています。
14	初回加算	要支援認定者の認定の有効期間満了に伴い、事業対象者として総合事業のサービス利用に移行する場合、初回加算は算定することはできないが、事業対象者から、新たに要支援の認定を受けて、給付のサービスを利用することになった場合は、初回加算を算定できますか。	契約の有無にかかわらず、介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に移行した場合の介護予防支援の初回加算の算定については、過去2月（月の初月から月の末日まで）以上当該地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントを提供しておらず、介護予防ケアマネジメント費が算定されていない場合に、当該利用者に対してケアプランを作成し、一連の流れを実施した場合に限られます。介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに移行したときも同様です。

15 初回加算	<p>介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを委託している居宅介護支援事業所が変更になった場合は、初回加算を算定することができますか。</p> <p>また、転居等によって、介護予防支援事業所が変更になった場合は、初回加算を算定することができますか。</p>	<p>介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを委託している居宅介護支援事業所が変更になった場合は、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）としては初めて当該利用者を担当するわけではないので、初回加算を算定することができません。</p> <p>また、当該利用者の転居等により、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）が変更となった場合は、変更後の介護予防支援事業所として初めて当該利用者を担当するため、初回加算を算定することが可能になります。</p>
16 減算	<p>通所の送迎や入浴サービスが提供できなかった場合は、減算になりますか。</p>	<p>単位数に送迎や入浴が含まれていることから、サービス事業所においては、希望される利用者に対して適切に送迎や入浴サービスの提供が必要であります。</p> <p>ただし、利用者の希望がなく送迎や入浴サービスを提供しなかったからといって減算することはありません。</p>
17 住所地特例	<p>旭川市の住所地特例対象施設に入所している者（保険者：D市）が、訪問型サービスと通所型サービスの利用を希望しています。</p> <p>介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施は、D市と旭川市のどちらの地域包括支援センターになりますか。</p>	<p>旭川市の地域包括支援センターになります。</p> <p>※住所地特例対象者の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは、施設所在市町村が行うことになります。</p>
18 住所地特例	<p>旭川市の住所地特例対象施設に入所している者（保険者：F市）が、総合事業を利用するときの居宅サービス計画等作成依頼（変更）届出書の提出先は、F市と旭川市のどちらになりますか。</p>	<p>旭川市に提出してください。</p> <p>また、一緒に「介護保険被保険者証」もご提出ください</p> <p>後日、旭川市からF市に、「居宅サービス計画等作成依頼（変更）届出書」と「介護保険被保険者証」の原本を送ります。</p> <p>※居宅サービス計画等作成依頼（変更）届出書の提出先は、施設所在地市町村にご提出ください。</p> <p>後日、施設所在地市町村から保険者市町村に、居宅サービス計画等作成依頼（変更）届出書の原本又は控えが送られます。</p> <p>なお、様式は保険者のものを使用してください。</p>
19 住所地特例	<p>旭川市の住所地特例対象施設に入所している者（保険者：G市）が、要介護1から要支援2に変更となりました。</p> <p>訪問型サービスと通所型サービスを利用する場合は、元々担当している旭川市内の居宅介護支援事業所に、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施をお願いすることになりますか？</p>	<p>介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施は、旭川市の地域包括支援センターになります。</p> <p>また、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に委託することが可能となっています。</p>
20 住所地特例	<p>H市の住所地特例対象施設に入居している者（保険者：旭川市）が、訪問型サービスの利用を検討しています。</p> <p>サービスコード及びサービス単価（単位数）は、H市と旭川市のどちらになりますか。</p>	<p>H市のものを使用してください。</p> <p>※施設所在地市町村であるH市の指定を受けたサービス事業所（訪問型サービスを提供する事業所）は、H市のサービスコード及びサービス単価（単位数）で算定します。</p>

21	新型コロナ関係	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、当初ケアプランで予定されていたサービスの利用がなくなった場合、介護予防ケアマネジメント費の請求はできますか。	事業所において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成の請求にあたって必要な書類の整備等を行っている場合は、新型コロナウイルスの影響により、実際にサービスの提供が行われなかった場合でも請求が可能になります。 なお、本人が利用しないという意思のもとでサービス提供に至らなかった場合は、ケアマネジャーが意思確認したことを立証する書類が必要です。書類の様式等につきましては、各圏域の包括支援センターに御確認ください。  ※この取扱いは、新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取扱いとなります。
22	新型コロナ関係	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、通所型サービスの事業所が、〇年△月18日～〇年△月22日（5日間）まで休止することになりました。通所型サービス事業所に登録している全ての者が、日割りになりますか。	休止期間に代替できない場合は、サービスを利用する予定のあった者だけが、日割りで算定することになります。 ただし、代替日を設けることができた場合は、月額包括報酬になります。 日割りは、サービスを利用する予定日だけでなく、休止期間すべてを除いた日数となります。（休業日と休業日の間に運営規程で規定する定休日がある場合、定休日も除いた日数で日割りをを行います。）  ※この取扱いは、新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取扱いとなります。
23	新型コロナ関係	訪問型サービスの利用者が新型コロナウイルスに感染したため、訪問型サービスを休みたい（キャンセル）と連絡がありました。当該月の訪問型サービスは、日割りになりますか？	日割りには、なりません。 月額包括報酬になります。
24	サービスの提供時間	訪問型サービスの1回あたりのサービス提供時間は規定がありますか。	ケアプランに基づいたサービス提供時間としてください。 訪問型サービスの利用回数や1回あたりのサービス提供時間については、サービス計画において設定された目標を勘案し、必要な程度の量をサービス事業者が作成するサービス計画書に位置付けられている。実際の利用回数やサービス提供時間については、利用者の状態の変化、目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更されるべきものである。また、過小サービスになっていないか等サービス内容の適切性については、介護予防支援事業者が点検することとされている。
25	対象となる利用者	要支援の高齢者で同居の家族がいる場合、訪問型サービスは使えますか。	利用者が一人暮らしであるか又は同居家族等の障害、疾病の有無に限定されるものではなく、適切なケアプランに基づき、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断されるものになります。
26	給付制限	サービスコードA3又はA7の利用者が、国保連の審査で返戻になりました。返戻の事由だけでは、エラーの原因がわからない。 ▶エラーコード：ADD1 ▶返戻の事由：無効もしくはサービス台帳に未登録	サービスコードA3又はA7を使用する場合は、あらかじめ訪問型サービス（独自定額/定率）又は通所型サービス（独自型/定率）の指定を受ける必要があります。手続きにつきましては、指導監査課までお問合せください。  （連絡先）旭川市福祉保険部指導監査課 電話0166-25-9849